

解説用

信用保証委託契約変更契約書 (連帯保証人の加入)

千葉県信用保証協会 行

西暦 年 月 日

※必ず日付をご記入願います

※委託者欄・新連帯保証人欄は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います

この書類の記入日をご記入願います。

委託者	本社または住所	
	フリガナ
	法人名
	フリガナ
	氏名または代表者名

新連帯保証人	住所	
	フリガナ
	氏名

当初申込時に締結された信用保証委託契約書の右上に記載されている日付をご記入願います(日付は条件変更内定のお知らせでもご案内しております)。

貴協会の信用保証に基づき委託者が金融機関から下記の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました 年 月 日付信用保証委託契約書(以下「原契約」といいます)上の保証人の加入に関し、委託者および保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第1条 この契約により原契約上の保証人として新たに加入した保証人は、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負担する一切の債務について、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

第2条 委託者は、前条の保証人の加入について、異議なく承諾します。

第3条 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

- (1)委託者の財産および取支の状況
- (2)貴協会に対する原契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「原契約から生じる債務」と総称します。)以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3)委託者が原契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

第4条 保証人は、貴協会が変更を承諾した日(以下「本変更契約成立日」といいます。)までに、貴協会に対して保証意思説明公正証書を提出しないときは、本変更契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。これについて誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

- (1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2)委託者が法人である場合の次に掲げる者
 - イ. 委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。)の過半数を有する者
 - ロ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ハ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ニ. 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3)委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

第5条 この契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。

なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。

当初の借入形式をご記入願います。

信用保証委託契約書第1条の借入要項による借入

金融機関名	(支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください)	1 証書貸付 2 手形貸付(イ個別 □極度) 3 手形割引(イ個別 □極度) 4 当座貸越(イ貸付専用型 □事業者カードローン) 5 電子記録債権割引(イ個別 □極度(手形・電子記録債権両方の割引を含む))
借入(割引)年月日 (借入形式が4の場合は、契約締結日)	年 月 日
借入金額	金 円 (現在残高金 円) (借入形式が2・3・5の□、および4の場合は、極度額)

融資実行日(貸付始期)をご記入願います。

会社

この書類の記入日時時点の残高をご記入願います。

保証
番号